

2015 年 10 月 30 日

T P P 協定に定められている著作権法整備に関わる事項に関する意見

公益社団法人 日本文藝家協会
著作権管理部 長尾玲子

1. 著作権保護期間延長

著作権保護期間の延長に伴い著作権者不明の作品が増えることが予測される。権利者不明著作物の利用を円滑に進めるうえでは、従来の裁定制度に代わる新たなシステムが必要と考える。

しかし、権利制限の拡大やフェアユースのような、権利者不明の作品であるか否かにかかわらず著作者の権利を制限するような形ではなく、権利者の権利を守りながら、より簡便な利用者の立場を考慮してのシステムでなければならない。そのためには今後権利者と利用者と文化庁が十分に話し合いをした上で、新しいシステムの構築を図るべきである。

2. 非親告罪化

芸術は、すべからく模倣から始まると言っても過言ではなく、文藝に於いても和歌では本歌取りが古来歌詠みの常道とされてきた。美術を学ぶ学生が名作を模写することで鍛錬するように、マンガをパロディー化することが鍛錬となり、優れた人材を育てることになっている面もあるので、パロディーに対してはある程度寛容に態度で臨み、原著作者の経済的損失が明確な場合にのみ摘発するといった条件づけが必要であろう。